

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県民主医療機関労働組合執行委員長長谷英史から平成 29 年 3 月 16 日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成 29 年 3 月 17 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成 29 年 3 月 29 日午前 0 時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診察所、サービス付き高齢者向け住宅生協にじ、生協中之島複合型サービス、生協中之島デイサービス、訪問看護ステーションレインボー、地域ささえあいセンター虹、訪問看護ステーション生協みなみ、生協芦原診察所、河西診療所、おおみや診療所、在宅介護支援センター和歌山生協病院、ヘルパーステーション協同、海南・海草総合介護支援センターげんき、和歌山中央医療生活協同組合事務局、ほのぼの薬局及び特別養護老人ホームわかばの和歌山県民主医療機関労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。